

令和6年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年10月3日(木) 午前8時57分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作、木村信悦
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 報告第13号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第14号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第16号 選挙人名簿の移替えの延期について(衆院選)
 - 議案第17号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて(衆院選)
 - 議案第18号 投票所を定めることについて(衆院選)
 - 議案第19号 投票所の閉鎖時刻について(衆院選)
 - 議案第20号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(衆院選)
 - 議案第21号 移動期日前投票所の開閉時刻について(衆院選)
 - 議案第22号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて(衆院選)
 - 議案第23号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(衆院選)
 - 議案第24号 期日前投票立会人の選任について(衆院選)
 - 議案第25号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(衆院選)
 - 議案第26号 開票の日時及び場所を定めることについて(衆院選)
 - 議案第27号 開票管理者及びその職務代理者の選任について(衆院選)
 - 議案第28号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて(衆院選)
 - 議案第29号 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて(衆院選)
 - 議案第30号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(衆院選)

院選)

午前 8 時 57 分

三浦書記長 おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様お集まりになりましたので、第 4 回三種町選挙管理委員会を開会いたします。本日はお忙しいところ急遽お集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様報道等でご承知の通り衆議院選挙が 10 月 15 日公示、27 日投開票の日程で進められることとなっております。本日の会議は主に衆議院選挙に係る議案等を審議していただくため、急遽お集まりいただいたわけですが、事務局としても、短い日程の中で、誤りのない選挙事務の執行に努めて参りたいと存じております。それでは木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしく願いいたします。

木村委員長 おはようございます。それこそ急な会議の開催で、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。突然忙しくなるというようなことで、皆さんも何かと私用等忙しいと思えますけれども、この後のご協力方よろしく願います。また事務局におかれましては、少ない日程の中で、諸準備等いろいろ難儀されると思えますけれども、よろしく願います。

本日は主に衆議院議員総選挙関係の議案となっておりますので御審議の程よろしく願います。

案件に入る前に議事録署名委員でございますが、田村委員と飯塚委員に願います。

それでは、案件の報告第 13 号「裁判員候補者の予定者の選定について」と、報告第 14 号「検察審査員候補者の予定者の選定について」は関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

宮田書記 はい、報告第 13 号及び第 14 号について御説明いたします。報告第 13 号は、当町の選挙人名簿から裁判員候補者の予定者を選定したことについて、報告第 14 号は、検察審査員候補者の予定者を選定したことについて、報告するものでございます。

別冊資料の選定録をご覧ください。予定者の選定は、9月4日の午後1時から実施しました。最高裁判所から提供されているくじのプログラムを使用し、9月定時登録時点の選挙人名簿から無作為に抽出を行いました。裁判員候補者の予定者の割当ては22人、検察審査員候補者の予定者の割当ては82人で、選定結果についてはこちらに記載のとおりです。

なお年齢要件について、これまでは20歳以上でしたが、成人年齢引下げと少年法改正により、令和5年以降、18歳以上に引き下げられております。報告は以上です。

木村委員長 それでは名簿を御確認いただき、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

木村委員長 18歳以上からとなっておりますが、こちら基準日はいつ時点になりますか。

宮田書記 9月定時登録時点で選挙人名簿登録されている18歳以上の方が対象です。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。他にはご意見等無いようですので、報告第13号、報告第14号については以上といたします。続きまして、衆院選関係の議案に入ります。議案第16号「選挙人名簿の移替えの延期について(衆院選)」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第16号につきましては、10月27日に執行される衆院選の準備作業のため、町内転居による選挙区の移替えを延期したので、その期間を定めることについて、お諮りするものでございます。

ここで資料の訂正をお願いします。議案では延期の期間を10月2日からとしておりますが、こちらを10月3日からに訂正をお願いいたします。

つきまして期間は、10月3日から10月27日までとしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、入場券については、10月8日に郵便局へ差し出し、15日までに発送完了を目標にしております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございま

したら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第16号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第17号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて(衆院選)」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第17号は、衆院選におけるポスター掲示場の設置場所について、お諮りするものです。

琴丘地区42箇所、山本地区42箇所、八竜地区32箇所、計116箇所設置したいと考えております。設置箇所は別紙に記載のとおりで、投票区削減に伴い昨年の県議選の157箇所から大幅な減となっておりますが、法定数どおりの数となっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

加賀谷委員 設置場所が変わった所はありますか。

三浦書記 増やした所がありまして、整理番号8番の旧鯉川小学校前と、整理番号100番のホームックニコット前を増やしています。後は削減のみです。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。他にはご意見等無いようですので、議案第17号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第18号「投票所を定めることについて(衆院選)」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第18号は、衆院選における投票所について、お諮りするものでございます。

投票所として使用したい場所は議案の10頁に記載のとおりです。投票区等運営方針に基づき今回から14投票所プラス共通投票所3箇所をそれぞれ鹿渡北・大町・鶯川投票区に併設としております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 旧上岩川小学校ですが、建物の老朽化は大丈夫ですか。

宮田書記 この間私たちも入りましたが大丈夫です。

飯塚委員 いつも使っている所ですから。

宮田書記 はい、ずっと落合投票区で使っていましたから大丈夫です。
（「特にありません。」の声有り。）

はい。他にはご意見等無いようですので、議案第18号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第19号「投票所の閉鎖時刻について（衆院選）」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第19号は、衆院選における投票所の閉鎖時刻を繰り上げる
ことについて、お諮りするものでございます。

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条第1項の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合は、同項ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。

閉鎖時刻の繰上げは従前の選挙から実施しており、今回の衆院選についても、同様に実施したいと考えております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により投票機会を十分確保できることから、選挙人の投票に支障を来すことはない判断しております。

施各投票所の具体的な閉鎖時刻は、議案11頁に記載のとおりです。上岩川投票所は午後6時までで、それ以外の投票所は午後7時までとしたいと考えております。これは、従前の国政選挙と同じ取扱いとなっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第19号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第20号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（衆院選）」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第20号は、衆院選における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案12頁、13頁に記載のとおり、期日前投票所の場所は、従前どおりの琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所に加え、移動期日前投票所を3地区に設置します。期間と時間ですが、通常期日前投票所が10月16日～10月26日、午前8時30分から午後8時までで、移動期日前投票所は10月26日1日だけの開設とし、各施設2

時間ずつを予定しております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置することとし、期間は10月16日～10月26日まで、時間は午前8時30分から午後8時までとします。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

飯塚委員 先ほどの議案第19号との関係ですが、共通投票所は期日前より1時間短いので、時間を勘違いされる方がいないと良いのですが。

木村委員長 共通投票所は当日だけですよね。

宮田書記 はい、当日だけです。

三浦書記長 期日前投票所は今まで通り午後8時までで、本庁・支所のどこに行っても投票できるというのは従来通りということになります。

木村委員長 当日も8時までできると間違える方もいるかもしれないですね。

宮田書記 期日前が8時までで当日は7時までというのはこれまでと時間は変わってないんですが、共通投票所も加わるので勘違いされる方がいないようにしたいと思います。

飯塚委員 広報に案内は載っていましたね。

木村委員長 もう広報に載せる機会は無いですよね。

三浦書記長 毎回衆議院選挙の際は広報に載せるタイミングが合えば載せるんですが、今回ご承知の通り、載せるタイミングがなくて、10月の広報に投票区の再編のお知らせということで、日程なしの形で急遽刷り込ませて全戸配布いたしました。また来週になりますと具体的な日程や投票の詳細について、チラシを作りまして、できれば全戸配布、地域内特定郵便で全戸配布で送りたいと思っております。日程的に間に合わなければ、前回の衆議院選挙と同じで、新聞折り込みの方法で、有権者の方々には周知をしていきたいと思っております。いずれにしろ詳細な日程とか時間を明記したものは配布して広報する予定でおります。

木村委員長 はい、では事務局にはそのように取り組んでいただくようお願いいたします。

他にはご意見等無いようですので、議案第20号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第21号「移動期日前投票所の開閉時刻について（衆院選）」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第21号は、衆院選における移動期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ、繰り上げについて、お諮りするものでございます。

移動期日前投票所の開閉時刻も、投票所と同様に公職選挙法第40条第1項の規定を準用し午前8時30分から午後8時とされていますが、先ほどの議案第20号のとおり各施設2時間ずつ巡回する形をとりますので、午前9時30分に開始し、午後5時30分に閉鎖となります。従って、議案14頁に記載のとおり開始時刻を1時間繰り下げ、閉鎖時刻を2時間30分繰り上げとしたと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 この移動期日前投票所には選挙人名簿を持って行くんですか、ネットでやりますか。

宮田書記 紙の名簿を持って行きます。

木村委員長 ネット環境の無い所もあるんですか。

三浦書記長 回線を引く場合の見積を取りましたらかなり高額になりまして、投票者の重複が無いように携帯電話をレンタルして本部と連絡を取り合いながら二重投票が無いように努めるという対応をしていきたいと考えております。

加賀谷委員 初めての試みですからどの位人が来るかも読めないですよ。

三浦書記長 かなりの方が来るようであれば回線を整備してネットで受付処理できるような体制にしたいのですが、その辺についてはちょっと様子を見ながら、ただ、間違いのないように進めていきたいなと考えております。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。他にはご意見等無いようですので、議案第21号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第22号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて(衆院選)」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第22号ですが、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙等の郵便による発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

開始する日は、これまでの選挙と同様、公示日の2日前である

10月13日としたいと考えております。同日以前に不在者投票の請求があった場合は、13日に投票用紙を発送し、それ以降に請求があった場合は、速やかに投票用紙を発送します。

なお、13日は日曜ですので郵便局窓口は営業していませんが、不在者投票はこれまでもレターパックで発送していますので、休日の場合はポスト投函による発送となります。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第22号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第23号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（衆院選）」、議案第24号「期日前投票立会人の選任について（衆院選）」、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第23号は、衆院選の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第24号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

期日前投票管理者及び職務代理者は17頁、期日前投票立会人は19頁から20頁までに記載の者に選任したいと考えております。

なお、移動期日前投票所の選任職につきましては、次回の選挙管理委員会にて当日の投票所の選任職と併せて上程いたしたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 管理者はいつもやって頂いている方ですか。

宮田書記 はい、同じ方です。立会人もほぼ同じですが、何人か御都合が悪く代わられた方がいらっしゃいます。

（「特にありません。」の声有り。）

はい。他にはご意見等無いようですので、議案第23号及び24号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第25号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（衆院選）」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第25号は、衆院選の投票所の氏名掲示の順序を決めるく

じの施行についてお諮りするものです。

立候補届出が15日の午後5時までですので、時間は午後5時30分から、場所は選管事務室で、くじを実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第25号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第26号「開票の日時及び場所を定めることについて(衆院選)」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第26号は、衆院選の開票の日時と場所について、お諮りするものです。開票日は、即日開票ということで10月27日とし、午後7時までに全ての投票所が閉鎖となりますので、開票の開始時刻については午後8時からとしたいと考えております。また、場所については従前のおり三種町八竜体育館としたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第26号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第27号「開票管理者及びその職務代理者の選任について(衆院選)」、お諮りします。

議案第27号のうち「開票管理者の選任」については、私に係る議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 はい。

木村委員長 それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。(「異議無し」の声有り。)

木村委員長 ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第27号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、木村委員長は一旦退席をお願いします。

(木村委員長退席)

田村委員 事務局から説明をお願いします。

宮田書記 議案第27号は、開票管理者とその職務代理者の選任についてお諮りするものです。

開票管理者については、従前の例ですと委員長にお願いしておりますので、今回の選挙についても、木村委員長に選任したいと考えておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

田村委員 議案第27号のうち「開票管理者の選任」について、ご異議等ございませんか。

(「ありません」の声有り。)

田村委員 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定いたします。

議案第27号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。木村委員長は席にお戻り下さい。

(木村委員長着席)

木村委員長 田村委員、ご苦勞様でした。

それでは、次に、議案第27号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は一旦退席をお願いします。

(田村委員退席)

木村委員長 事務局から説明をお願いします。

宮田書記 開票管理者の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通り田村委員に選任したいと考えております。

木村委員長 委員長の職務代理者である田村委員を開票管理者の職務代理者に選任するというので、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声有り。)

木村委員長 ご異議無いようですので、議案第27号は以上のとおり決定いたします。田村委員は席にお戻り下さい。

(田村委員着席)

木村委員長 続きまして、議案第28号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第28号は、開票立会人を定めるくじの施行についてお諮りするものです。

公職選挙法第63条第2項の規定により、開票立会人は10人までとされています。また、同条第4項の規定により、同一政党から2人までとされており、これらの人数制限を超える届出があった場合は、開票立会人を定めるためにくじを行う必要がございます。

開票立会人の届出は、選挙の期日前3日までとされており、今回の場合は10月24日木曜日の午後5時までとなりますので、くじの日時は同日の午後5時30分に、場所は選挙管理委員会事務室で実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第28号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第29号「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を定めることについて(衆院選)」の、説明をお願いします。

宮田書記 議案第29号につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、国民審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を各投票区1箇所以上設けなければならないとされておりますことから、ご覧の投票区の投票所前に掲示場所を定めたいとするものであります。共通投票所3箇所につきましては併設となりますので、それぞれ併せて1箇所に掲示することとしたいと思います。

掲示方法につきましては、投票所の入り口付近に貼り付ける方法で掲示したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第29号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第30号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について(衆院選)」の、説明をお願いします。

ます。

宮田書記 議案第30号につきましては、在外選挙人の方が用事があって日本に戻っている場合、在外公館での投票ができなくなりますので、その場合は、在外選挙人名簿を管理する市町村で期日前投票ができる仕組みになっています。その期日前投票所は、選挙のたびに指定することになっておりますので、その場所を選挙管理委員会事務室に定めたいとするものです。なお、現在三種町の在外選挙人は1名となっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第30号を原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。
(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

他には特に無いようですので、これで令和6年第4回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時53分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____